

南三陸町エネルギー価格高騰対応運送事業者支援金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 町は、エネルギー価格高騰の影響を受けている運送事業者の事業の継続を支えるため、南三陸町エネルギー価格高騰対応運送事業者支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(支給対象事業者)

第2条 支援金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 支給申請時点において町内に本店、支店、営業所等を置く中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。）であって、次に掲げる事業を現に営み、引き続き町内で事業を継続する意思があること。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業（同条第1号イに該当する事業を除く。）

イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業

ウ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業

エ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する一般廃棄物処理業

(2) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

(3) 南三陸町町税条例（平成17年南三陸町条例第55号）第3条に規定する普通税及び目的税（以下「町税」という。）の滞納がないこと。

(支給対象経費)

第3条 支援金の支給の対象となる経費は、支給対象事業者が令和7年4月から令和7年12月までの期間に事業用車両等（前条第1号に規定する事業の用に供する車両及び船舶をいう。以下同じ。）で消費した燃油（ガソリン、軽油及び重油をいう。以下同じ。）の購入費用とする。

2 前項の支給対象経費は、支給対象事業者による燃油購入代金の支払が完了しているものを対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、町からの受託業務に使用する車両で消費した燃油の購入費用は、支援金の支給の対象としない。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、購入した1リットル当たり、ガソリンにあつては4円60銭、軽油にあつては4円80銭、重油にあつては5円80銭を乗じて得た額とする。ただし、算出した支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(支給の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南三陸町エネルギー価格高騰対応運送事業者支援金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業用車両等一覧(様式第2号)
- (2) 自動車運送事業許可書等許認可書の写し
- (3) 対象車両等全ての車検証の写し及び写真(ナンバーが写っているもの)
- (4) 事業用車両等で消費した燃油の状況がわかる燃料台帳等の写し
- (5) 購入した燃油に関する領収書の写し
- (6) 通帳の写し等支援金の振込先と口座名義がわかる書類
- (7) 誓約書(様式第3号)
- (8) 完納証明書等町税の滞納がないことを証する書類
- (9) その他町長が必要と認める書類

(支給の決定及び通知)

第6条 町長は、提出のあつた申請書の内容を審査し、支援金の支給の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、支援金を支給することと決定した場合は南三陸町エネルギー価格高騰対応運送事業者支援金支給決定通知書(様式第4号)により、支援金を支給しないことと決定した場合は南三陸町エネルギー価格高騰対応運送事業者支援金不支給決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し及び返還)

第7条 町長は、支援金の支給を決定した後において、第5条の規定により提出された申請書及び添付書類の内容に虚偽その他の不正があつたことが判明したときは、当該支給の決定を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、当該支給を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び検査)

第8条 町長は、支援金の支給の決定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月29日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年2月19日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年3月12日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年3月13日から施行する。